

いなべ市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	45,262	20,244,055	1,792,372	3,160,129	15.6	17.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

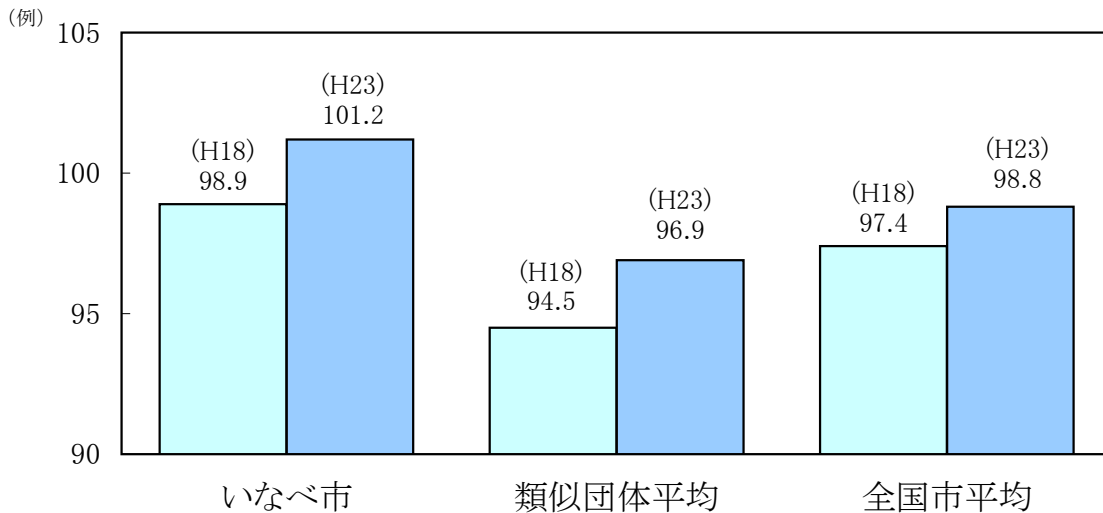
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	368	1,445,594	179,978	525,347	2,150,919	5,845	5,769

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
いなべ市	44.6 歳	352,519 円	412,080 円	377,945 円
三重県	43.1 歳	350,928 円	452,590 円	— 円
国	42.3 歳	327,205 円	397,723 円	— 円
類似団体	44.2 歳	333,834 円	403,226 円	365,620 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
いなべ市	49.8歳	24人	243,150円	250,687円	244,779円	—	—	—	—
うち学校給食員	53.6歳	9人	262,778円	268,433円	263,078円	調理士	42.8歳	247,600円	1.08
うち用務員	51.5歳	4人	247,300円	253,350円	250,550円	用務員	53.8歳	209,700円	1.21
うち施設職員	46.1歳	11人	225,582円	235,199円	227,709円	—	—	—	—
三重県	47.6歳	—	339,436円	393,105円	—	—	—	—	—
国	49.5歳	—	283,862円	—	321,662円	—	—	—	—
類似団体	48.3歳	25人	281,134円	314,223円	295,536円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
いなべ市	3,948,063	—	—
うち学校給食員	4,242,889	3,373,200	1.26
うち用務員	3,998,569	2,097,000	1.91
うち施設職員	3,688,475	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には通勤手当、時間外勤務手当及び特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (23年4月1日現在)

区 分		いなべ市	三重県	国
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	149,800 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	133,100 円	144,500 円	—
	中 学 卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (23年4月1日現在)

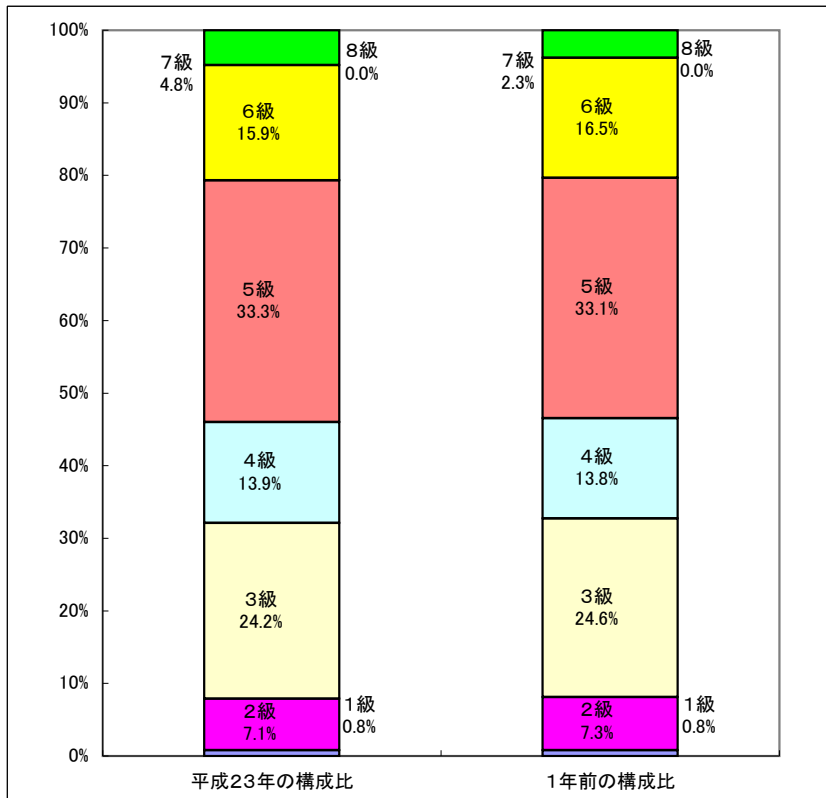
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	265,700 円	328,275 円	373,700 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	2人	0.8%
2 級	主事	18人	7.1%
3 級	主任、主事	61人	24.2%
4 級	主幹、主査、主任	35人	13.9%
5 級	課長(室長、所長、局長を含む)、特命監、参事、課長補佐	84人	33.3%
6 級	次長、課長(室長、所長、局長を含む)、特命監、参事	40人	15.9%
7 級	部長、次長、課長(室長、所長、局長を含む)	12人	4.8%
8 級	部長	0人	0.0%

- (注) 1 いなべ市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職務や職責に応じた業務の目標管理を行い、目標の達成度による「業績」と職務を遂行する「能力」から評価する新しい人事管理制度を導入している。
 現在、全職員が試行の段階であるため昇給への勤務成績の反映は行っていないが、試行結果を踏まえながら制度構築を進め、評価結果に応じた昇給制度の確立を図っていく。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

いなべ市	三重県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,421 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,614 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 <同 左>	(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 <同 左>
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

職務や職責に応じた業務の目標管理を行い、目標の達成度による「業績」と職務を遂行する「能力」から評価する新しい人事管理制度を導入している。
 現在、管理職には勤勉手当への勤務実績を反映している。管理職以外の職員については試行の段階であるが、結果を踏まえながら制度構築を進め、評価結果に応じた勤勉手当の制度の確立を図っていく。

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

いなべ市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
<その他の加算措置>			<その他の加算措置>		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額		13,019 千円 25,631 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	0 %	0 人	0 %

※平成21年4月から地域手当の支給を停止している。

(4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	278 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	13,903 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	5.1 %		
手当の種類(手当数)	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等業務手当	防疫等の業務に従事した職員	防疫等業務 動物の死骸処理作業	防疫等業務:日額2,000円 死骸処理 :日額1,000円
大型自動車運転手当	大型乗用自動車の運転に従事した職員	大型乗用自動車の運転	いなべ市職員旅費に関する条例に定める日当の額
福祉業務手当	福祉事務所に勤務する職員	社会福祉業務に関する 現業又は指揮監督を行う 業務	日額680円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	55,829 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	141 千円
支給実績(21年度決算)	58,180 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	143 千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 ただし 配偶者のない場合の 1人目 11,000円 満16歳～満22歳の子の加算 5,000円	同じ		41,467 千円	238,316 円
住居手当	【借家、借間】 家賃が8,000円を超え20,000円以下 家賃-8,000円 家賃が20,000円を超える (家賃-20,000円)×1/2+12,000円 支給限度額 27,000円 【自宅】 2,700円	異なる	国 【借家、借間】 家賃が12,000円 を超え23,000円以下 家賃-12,000円 家賃が23,000円 を超え55,000円未 満 (家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 家賃が55,000円 以上 27,000円 【自宅】 新築・購入後 5年間2,500円	10,368 千円	52,895 円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等相当額(支給限度額 55,000円) 交通用具(自動車等)利用者 片道2km以上の距離区分に応じ 3,000円～40,700円	異なる	国 交通用具(自動車 等)利用者 片道2km以上の 距離区分に 応じ2,000円 ～24,500円	24,355 千円	70,799 円
管理職手当	部長・局長級(8級) 61,100円 部長・局長級(7級) 58,300円 次長級(6級) 54,700円 課長級(6級) 41,800円 課長級(5級) 39,200円 特命監(6級) 20,400円 特命監(5級) 19,600円	異なる	国 10級一種 139,300円～ 4級五種 46,300円	33,318 千円	546,194 円
管理職員特別勤務手当	部長・局長級(8・7級) 10,000円 次長級(6級) 8,500円 課長級(6・5級) 7,000円	同じ		80 千円	26,583 円
宿日直手当	一般の宿日直 4,200円 特殊な業務を主として 行う宿日直 8,400円	同じ		2,549 千円	10,491 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員25,000円+加算額(職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離に応じて加算(上限45,000円)する。)	異なる	国 23,000円+加算額 (加算額は同じ)	— 千円	— 円

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料 報 酬	市 長	950,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	750,000 円	989,000 円	612,500 円
	議 長	495,000 円	816,000 円	512,000 円
	副 議 長	420,000 円	528,000 円	310,000 円
	議 員	390,000 円	462,000 円	275,000 円
				431,000 円
期 末 手 当	市 長	(22年度支給割合)		
	副 市 長	3.95 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	副 市 長	950,000円×48月×0.416	18,969,600円	任期毎
		750,000円×48月×0.25	9,000,000円	任期毎

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

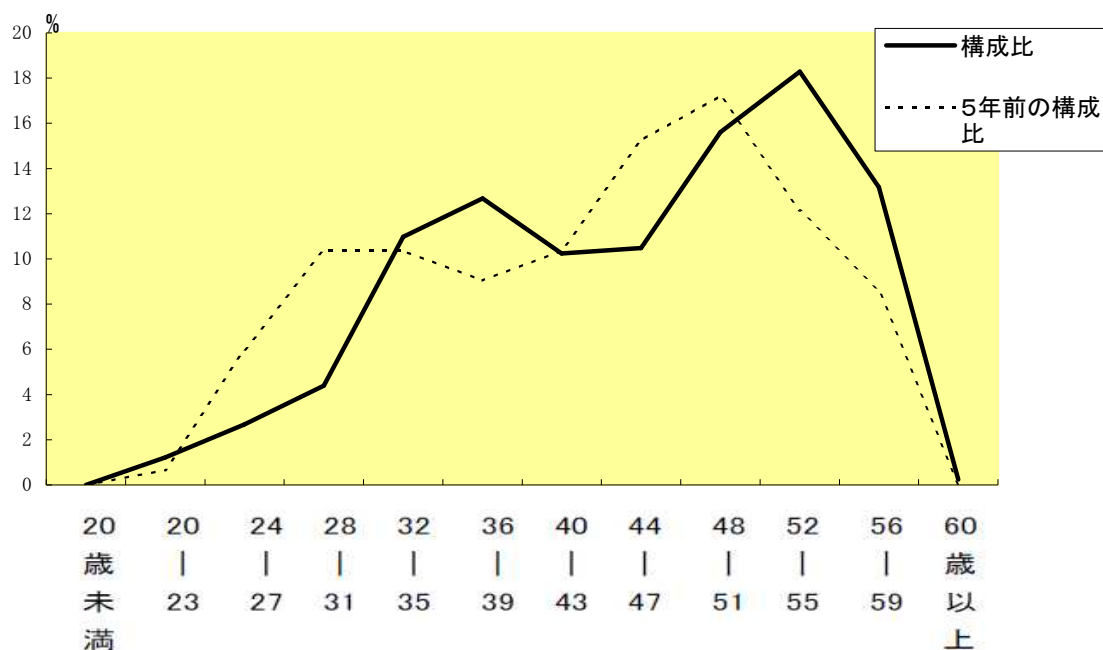
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由		
		平成23年	平成22年				
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	0		
		総 務	104	109	△ 5		事務の統合、退職不補充
		税 務	21	19	2		欠員補充
		民 生	105	111	△ 6		保育士退職不補充
		衛 生	29	28	1		
		農林水産	18	20	△ 2		地籍業務の所管移動
		商 工	2	2	0		
	土 木	24	23	1			
		計	308	317	△ 9	<参考>一般行政部門 人口1万人当りの職員数 68.0人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 57.98人)	
		教育部門	49	52	△ 3	社会教育施設業務の縮小等	
	小 計	357	369	△ 12	<参考>普通会計部門 人口1万人当りの職員数 78.9人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 79.14人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	14	15	△ 1			
	下水道	8	8	0			
	その他	18	18	0			
	小 計	40	41	△ 1			
合 計		397 [499]	410 [499]	△ 13 [499]	<参考> 人口1万人当りの職員数 87.7人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	10人	16人	37人	54人	49人	35人	61人	71人	58人	1人	397人

(3) 職員の推移

年度 部門別	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般行政	342	334	330	325	325	317	308
教育	78	79	75	70	57	52	49
警察	-	-	-	-	-	-	-
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計	420	413	405	395	382	369	357
公営企業等会計	33	39	40	40	41	41	40
総合計	453	452	445	435	423	410	397

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 802,872	千円 97,054	千円 116,610	% 14.5	% 15.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費	B/A
22年度	人 15	千円 64,515	千円 6,891	千円 24,023	千円 95,429	千円 6,362	千円 6,442,998

(参考)市町村
(政令指定都市を除く)
一人当たり給与費
千円
6,442,998

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
いなべ市	44.1 歳	374,036 円	556,046 円
市町村 (政令指定都市を除く)	45.6 歳	362,100 円	535,892 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 事業者の基本給、平均月収については、参考になる資料がないため掲載していない。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

いなべ市		いなべ市一般行政職	
1人当たり平均支給額(22年度)	1,602 千円	1人当たり平均支給額(22年度)	1,542 千円
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.5)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	<同 左>	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%		<同 左>	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (23年4月1日現在)

いなべ市			いなべ市一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
<その他の加算措置>			<その他の加算措置>		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	16,598 千円	17,960 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内	0 %	14 人	0 %

エ 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		— %	
手当の種類(手当数)		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

(注)水道事業では、本手当はありません

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	1,059 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	81 千円
支給実績(21年度決算)	948 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	63 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 ただし 配偶者のない場合の 1人目 11,000円 配偶者を扶養親族としていない場合の 1人目 6,500円 満16歳～満22歳の子の 加算 5,000円	同じ	—	2,523 千円	229,364 円
住居手当	【借家、借間】 家賃が8,000円を超え 20,000円以下 家賃-8,000円 家賃が20,000円を超える (家賃-20,000円) ×1/2+12,000円 支給限度額 27,000円 【自宅】 2,700円	同じ	—	1,296 千円	108,000 円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等相当額(支給限度額 55,000円) 交通用具(自動車等)利用者 片道2km以上の距離区分に応じ 3,000円～40,700円	同じ	—	1,043 千円	69,520 円
管理職手当	部長・局長級(8級) 61,100円 部長・局長級(7級) 58,300円 次長級(6級) 54,700円 課長級(6級) 41,800円 課長級(5級) 39,200円 特命監(6級) 20,400円 特命監(5級) 19,600円	同じ	—	1,013 千円	506,892 円
管理職員特別勤務手当	部長・局長級(8・7級) 10,000円 次長級(6級) 8,500円 課長級(6・5級) 7,000円	同じ	—	— 千円	— 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員 25,000円+加算額(職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離に応じて加算(上限45,000円)する。)	同じ	—	— 千円	— 円